

維新の会の光本圭佑でございます。

維新の会を代表しまして、第4回市議会定例会に提案されました平成30年度当初予算並びに関係諸案件について代表質疑を行います。代表質疑でございますので、市長の基本的な認識を中心にお聞きしてまいります。市長におかれましては、私個人ではなく、会派の思いが詰まった質問でございますので、意のあるところを十分お酌み取りいただき、明快で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

また、先輩議員並びに同僚議員皆様には、しばらくの間御清聴宜しくお願い致します。

それでは、質問に入ります。

(1.)政策決定から事業開始までのプロセスについて／中学校給食について

まず第一に、中学校給食に向けたこれまでの取組みについてお伺いします。

平成 26 年 9 月 18 日新聞各紙に「今後 3 年間で小中学校へ空調整備を行い、その後中学校給食を導入します。」と市長の指針が掲載されました。私や私の知る範囲の市民の方々は、その記事通り解釈し平成 30 年度もしくは遅くとも平成 31 年度には中学校給食が導入されるものと確信しておりました。

しかし、昨年 11 月 9 日の新聞に、平成 34 年 6 月より中学校給食を開始するとあり愕然と致しました。

Q1-1.そこでお尋ねします。

平成 26 年 9 月時点での新聞掲載記事と現状の進捗状況をどのようにご説明されますか。

また、市長のおっしゃっていた中学校給食の「導入」とは、今のこの現状や進め方をおっしゃっていたのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

第二に、私が考える「導入」とは、まさしく中学校給食のスタートです。

課題整理や検討のスタートなどではなく、中学校給食開始を指します。

その中学校給食開始を、市長が平成 26 年 9 月 18 日に「導入」を宣言してから約 8 年もかかる、このスピード感のなさ、危機感のなさ、事業の進め方のまずさ、これに市長自身はどうお考えなのでしょうか。あまりにもお粗末です。

「尼崎市立中学校給食検討委員会」も第 1 回が開催されたのは平成 28 年 1 月 21 日で、市長が平成 26 年 9 月 18 日に「導入」を宣言して 1 年 4 ヶ月も経ってからやっと開催されています。そこから約 1 年かけて 9 回検討委員会を開催して平成 29 年 3 月に「尼崎市立中学校における給食の検討について」の報告書が上がってきました。

そこから、さらに 8 ヶ月後の平成 29 年 11 月に「尼崎市中学校給食基本計画(案)」が出されました。

その基本計画(案)の中で、事業スケジュールも示されていますが、

- ・候補地の確定、整備計画作成、事業手法の検討及び確定・評価で 1 年
- ・事業者募集、契約等で 1 年 3 ヶ月

とあります。

しかし、これらは巨額の予算も必要がなく、平成 26 年 9 月 18 日に「導入」を宣言してからすぐに検討委員会を立ち上げ、素早く基本計画(案)を完成させ、この 2 つのフェーズを先行して走らせておけば、平成 30 年度には「設計・建設」のフェーズに入っており、少なくとも 2 年 3 ヶ月は開始を早められていたと思います。

全国的に見ても、近年中学校給食を導入した自治体のほとんどは PFI 手法を用いており、また PFI 手法を取り入れる場合は給食開始までに 4 年ほどかかるというのも少し調べればすぐに分かることであり、それらのことを分かっていたにも関わらず、「導入」の宣言後から積極的にスピード感を持って進めて来なかったのは怠慢であり、不作為だと言っても過言ではないと考えています。

もっと穿った見方をすれば、市長選へのパフォーマンス、市長選がある年ごとに市民受けするキャッチーな事業の今後の展開を発表・宣言しているようにも思えます。

平成 26 年度は、小中学校の空調整備、その後中学校給食を導入と明言

平成 30 年度は、小中学校の空調整備率 100%、平成 34 年 6 月に中学校給食開始と明言

平成 34 年度は、中学校給食開始

市長選ごとに、それに合わせて話題性のある事業を進めているようにも思えてなりません。

Q1-2.そこでお尋ねします。

平成 26 年 9 月 18 日の「導入」宣言以降、一日も早い中学校給食の実現を謳いながら、なぜ平成 34 年 6 月開始になってしまうような進め方をしてこられたのでしょうか。

最重要施策、最優先課題として捉えている事業ですら、このような進め方をされるのが稲村市政なのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

第三に、新規事業の政策決定から事業開始までにおける優先順位についてお伺い致します。私は、主に次の3つの観点を軸に新規事業を行うべきだと考えています。

1. 4つのありたいまち実現に向けての総合計画に掲げる20施策の振り返り
2. 市民ニーズの高揚
3. 突発的課題等

この3つの観点を軸に新規事業を行うべきだと考えています。

また、施策評価結果の総合評価の中で重点化する施策の一丁目一番地に持続可能なまちづくりに向け「ファミリー世帯の定住・転入促進」を市の最重要課題とし、その中でも子育て支援の重要度が高いと謳われているにも関わらず、何を一番重要視され優先順位を決定されているのかよく分からない状況です。

全てを同列で検討されているのでしょうか。

ましてや、今回の中学校給食事業はこの3つの観点全てに合致し、最重要課題、突発的課題と同様に取り扱い、空調整備終了後の平成30年度から実施できる体制を確立すべきではなかったのでしょうか。

これまでの取組みを見ていると、最重要施策もその他の施策も同様の取り扱いに思えてなりません。

本来、早急に開始すべき事業に対しては年度途中であっても補正予算や執行残予算を掻き集めてでも事業計画を立てるべきではないかと考えます。

Q1-3.そこでお尋ねします。

今後、最重要施策を素早く実現させるため、他の施策との優先順位を明確にし、スピード感ある事業開始となるためには、これまでを振り返りどのような反省点や改善点をお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(2.) 中学校弁当推進事業について

本市では平成 24 年 10 月から、中学校弁当事業が始まりました。

週 5 日のうち、半分以上お弁当を持って来ていない生徒が 7%いるという調査結果に基づき、利用率の目標を 10%と掲げ、平成 24 年度は 3 校、平成 25 年度は新たに 5 校、平成 26 年度は新たに 5 校、平成 27 年度は新たに 6 校で中学校弁当を導入し、平成 28 年度からは全 17 中学校で展開されています。

毎年、利用率改善に向けた新たな取組みを行ってきたものの、全 17 中学校で展開された平成 28 年度は平均利用率が 1.6%、複数校で当日販売を実施するなどの取組みを行った平成 29 年度でも 1 月末現在の平均利用率は 1.8%と事業開始以来 6 年連続超低空飛行を続けています。また、生徒に 350 円で販売しながら、1 食あたりの公費負担額は平成 29 年度の見込みで 1760 円となっています。

これまでに当事業に投与した税金は人件費も含めて約 2 億円となっており、事あるごとに我が会派ではこの中学校弁当事業の廃止も含めた見直しを提案し続けて来ましたが、当局は中学校給食が開始される平成 34 年 6 月まで繋ぎとしての中学校弁当事業を継続するお考えのようです。

昨年 12 月の第三回定例会に上程されました「議案第 95 号 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例」を、我が会派は反対しました。

教育委員会からは「3 月の当初予算時に当事業の課題と検討を洗い出し、利用率改善に向けた取組内容をお示しするとともに、事業費も見直す。」とありました。

しかしながら、平成 29 年度と比べて予算額も 2,500 千円ほど減額されただけに過ぎず、利用率改善に向けた新たな取組内容も、平均利用率 1.8%が平成 30 年度の目標である 3%に届くほどの画期的な取組内容とは言えません。逆に今までなぜそれらの取組みを実施してこなかったのかと思うほどです。

どちらかと言えば、2 学期の 9 月から当事業を請け負う委託業者を選定する際に、市内業者を選定することで現在ネックとなっている配送経費を落としたいということばかりで、それが先走り過ぎると質の確保の観点から危険だと思えますし、何より選定される委託業者頼りの発想となっており不確定要素が多すぎます。

このようなことから、中学校弁当事業はもはや PDCA サイクルが正常に機能していない状態であり、ただ単に市長の公約なので意地でも続けているとしか思えません。

Q2-1. そこでお尋ねします。

中学校弁当事業は PDCA サイクルが正常に機能しているとお考えでしょうか。平成 24 年度からの当事業の PDCA サイクルが正常に機能しているということであれば、本市の PDCA サイクルの精度が低すぎると言わざるをえないですが、いかがお考えでしょうか。

また、当事業を開始した平成 24 年度時点で、どういう状況になれば当事業を廃止するのか

というラインを引いていなかったのでしょうか。市長公約の事業はPDCAサイクル度外視で継続していくお考えだったのでしょうか。

また、平成30年度に実施する利用率改善に向けた取組内容を示していますが、それでも平均利用率が目標の3%に達しない場合は、たとえ配送経費が圧縮できたとしても当事業を廃止する覚悟で臨まれると理解してよろしいでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(3.)尼崎市いじめ防止基本方針について

本市には、平成 28 年 1 月に策定、平成 29 年 11 月に改定された「尼崎市いじめ防止基本方針」があります。

この基本方針には、

「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではないこと。」

「尼崎市は、子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを地域社会全体で支えることを基本理念とした『尼崎市子どもの育ち支援条例』の考え方を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体と なって取り組むこと。」

「尼崎市は、こうした考え方を踏まえ、学校に在籍する児童生徒におけるいじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進していくために、いじめ防止対策推進法第 12 条に基づき「尼崎市いじめ防止 基本方針」を策定する。」とあります。

そして「いじめの防止等の対策に関する基本理念」から 12 項目に渡って、いじめへの対策が書かれています。その項目の中で、「11. 重大事態への対処」があり、「(3)市長による再調査及び再調査結果を踏まえた措置」とあります。

Q3-1.そこでお尋ねします。

市長は任期中に、この「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づく何かしらの対応をされたことはありますか。教えてください。

先日、尼崎市内の中学 2 年生が自宅において自殺をするという大変残念なことがありました。この「尼崎市いじめ防止基本方針」の「11. 重大事態への対処」に該当するのでしょうか。

現時点で「いじめの有無含めて調査中」とのことです。

Q3-2.そこでお尋ねします。

いじめがあったかどうか分からないような場合でも、「尼崎市いじめ防止基本方針」に基づいて対応が進められるのでしょうか。教えてください。

「尼崎市いじめ防止基本方針」の「11. 重大事態への対処」の中で、「(2)学校又は教育委員会による調査」の「②調査の趣旨及び調査主体」や「③調査を行うための組織」では、学校が調査主体となる場合や教育委員会が調査主体となる場合が明記されています。

Q3-3.そこでお尋ねします。

学校の教育活動や運営等で日頃から激務の学校現場に対して、さらに調査主体として調査をさせるよりも、教育委員会が調査主体となり進める方が良いと思いますが、今後そのように「尼崎市いじめ防止基本方針」を修正するお考えはありますか。教えてください。

「尼崎市いじめ防止基本方針」の中で補えていないと感じる部分があります。それは、「重大事態に至る要因となったいじめ行為」と断定されるまでの期間のご遺族や在校生徒への対応・対策方針、また、「重大事態に至る要因となったいじめ行為」がなかったと断定されたとしても未来ある尊い命が失われたことへのご遺族や在校生徒への対応・対策方針の部分が不足していると思います。これらの方針も必要なのではないかと考えています。

Q3-4.そこでお尋ねします。

「重大事態に至る要因となったいじめ行為」があったか、なかったかが判明するまでの期間や、その後、いじめ行為がなかったと判明した場合でもご遺族や在校生徒への対応・対策方針を策定するお考えはありますか。

教えてください。

(4.)住宅政策・空家対策について

尼崎市総合計画 後期まちづくり基本計画において施策 16 の住環境・都市機能「安全・安心、快適でくらしやすいまち」において施策を考える背景の中に「居住水準や利便性、バリアフリー性能の向上など、安全・安心で快適に暮らし続けることができるよう住環境の向上に向けた取組が必要です。」とあります。

また、展開方向 2-1 ですべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保において行政の取り組みに「子育てファミリー世帯を中心とする居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。」とあります。

現在、尼崎市住環境整備条例第 18 条第 1 項付則 10 によりますと新しく土地を開発する時の最低敷地面積は、本市の都市計画用途地域面積の約 51%以上ある第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・準工業地域そして工業地域においては、平成 25 年 1 月 1 日より 90 m²に変更され、10~20 m²の引き上げとなりました。

Q4-1.そこでお尋ねします。

当時、四半世紀ぶりの改正であった最低敷地面積の変更でしたが、この変更によってこれまでファミリー世帯の定住・転入に繋がっているのか、その後の検証はされてますでしょうか。教えてください。

また、市長お考えの「ゆとりある敷地」とは、敷地面積何m²以上とお考えでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

今現在、本市内での第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域・準工業地域
そして工業地域内の土地所有者は、土地を売却する際 162 m²以上の敷地が無いと不動産開
発業者が開発する際、2戸に分割して新築する事が出来ません。何故この面積が必要かと
言うと最低敷地面積が 90 m²以上となっているからなのです。

そのような土地を分筆して2戸建物を建築しようとする 90 m²と 90 m²で本来 180 m²が必
要なのですが、緩和措置があり2戸の内1戸は8割有れば分筆可能と言う事ですので、90
m²×8割は 72 m²以上になります。90 m²と 72 m²を足すと 162 m²になります。即ち 162 m²
未満だと1戸だけしか建築出来ないのです。

そうなれば、購入者にとっては手の出しにくい、買いにくい広さや価格の物件になってし
まいます。

分割できない土地の所有者にとっても、戸建住宅の売買価格は、購入者の収入と分譲価格
によって決まっていくため、売却するには土地価格を下げざるをえなくなります。

それがひいては、土地の評価額を下げってしまう要因にもなってしまいます。評価額が下が
ると固定資産税・都市計画税の減収に繋がり悪循環を生んでいるのです。

このように、分筆しにくくすれば、土地の所有者にとっても購入者にとってもデメリット
が出て来てしまい、低廉で良質な住宅が供給できない一つの要因にもなっています。

また、本市では、準防火地域を住居系用途地域の全域に広く指定しています。準防火地域
にある建物は、準耐火建築仕様にして建築する事により建築費いわゆる材料費が上がるの
です。一例をお話ししますとサッシなどは、防火サッシとなりますが4年前より国土交通
省がサッシメーカーの不正を正した為、価格がその当時より約 100 万円上昇しました。伊
丹市や西宮市では、その規制は駅周辺などの一部地域にしかありません。

新築する構造、規模、延べ面積が同じ条件の場合、西宮市と比較すると本市で建築する方
が建築費は高くなります。

私は、低廉で良質な住宅が供給される事がファミリー世帯定住・転入に繋がると思いま
す。伊丹市・西宮市では、隣地境界線より外壁まで少なくとも 50 cm空ける事によりお隣
との外壁の空間は 1m 空きます。そうする事により隣地からの延焼が防げます。このよう
に空間を作る事により火災が起こった場合でも延焼する時間を稼ぐことが出来ます。

しかし、防火サッシは、雨戸が閉まっていないとその本来の効果である延焼を 20 分防ぐ
という効果が全く発揮されません。

また、伊丹市・西宮市のように、隣地との空きスペースが増えると「ゆとりある敷地の形
成や住宅の質の向上」にふさわしいまちづくりが可能かと思われま。

Q4-2 そこでお尋ねします。

西宮市・伊丹市と同じように、住宅地の準防火地域の規制を防火サッシではなく、隣地と
外壁との距離を 50 cm以上空けるという規制緩和を行うことで、低廉で良質な住宅が供給
されることになり、その結果ファミリー世帯の定住・転入に繋がる一助になると思いま

す。また、総合計画に掲げている「住宅の質の向上」に繋がるとも思いますが、規制を緩和するお考えはありますか。教えてください。

空家対策推進事業費、空家利活用推進事業費、密集住宅市街地整備促進事業費についてお伺いします。

今後増え続ける空家について、本市の対策にも近い将来限界が出てくると思います。所有不動産が連棟住宅や二軒間口(約 3.6m)で建築基準法上の道路に接道義務を満たしていない再建築不可能な既存不適格の土地建物について、その所有者は接道義務を満たしていない不動産で自家自住しない、または、利活用しない物件であれば、リフォームどころか将来的に放置する選択を行う所有者が増えると思われます。

それを老朽危険空家として建物の解体を行う場合、経済的負担が大きく所有者自身はメリットがないどころか、建物を解体することにより土地の固定資産税・都市計画税が、建物があることで受けられていた土地の軽減措置が受けられなくなり、土地の固定資産税が 4 倍程度に上がってしまいます。

また、連棟であれば隣の繋がっている建物の外壁を解体した所有者が補修することが慣例になっています。

このような理由で、解体を行わない所有者が増える一方となっている現状があります。

しかしながら、本市が老朽危険空家として建物の解体を行う場合、所有者の許可を得て行わなければいけないため、強制執行まで待つて建物の解体を行わないといけません。

Q4-3.そこでお尋ねします。

接道義務を満たしていない空家は将来的に所有者が放置する可能性が高いですが、そのような空家は本市に何戸存在するか把握しながら様々な計画が立てられているのでしょうか。

また、このままでは老朽危険空家が増え続ける一方だと思われますが、再建築不可能物件については土地建物を本市が寄附もしくは無償にて取得するお考えはありますか。

また、所有者が建物を解体した後の土地の固定資産税・都市計画税の軽減措置を、期間を区切ってでも続けることにより所有者が自主的に解体することに繋がり、本市の将来負担と所有者の土地活用を促す一助にも繋がると思われますが、いかがお考えでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(5.)雨水貯留管整備事業について

公共下水道整備事業費の雨水貯留管整備（武庫川処理区）についてお伺いします。

南武庫之荘の城の越公園を起点とし、東側へ約 1.3 kmの鳥場公園、北側へ約 1.7 kmの東武庫公園までの約 3 kmに渡り雨水貯留管整備事業が計画されており、平成 30 年度当初予算で 3 億円が計上されています。工事期間は 6 年半の予定で 20,000 m³の貯留管を施行する総工費は 100 億円を超える大事業です。

この事業については、平成 11 年以降複数回本市内で浸水被害が起こっている事の対策として行われる事業とのことです。

もちろん、浸水被害対策については防災対策の一環として行われる事業として推進していくべきだとは考えています。したがって、雨水貯留管整備事業については総論では賛成です。

しかしながら、城の越公園で発進立坑施工を行うことで、公園が 6 年半も完全利用できなくなるだけでなく、生活道路に日中 70 台のダンプカーが行き交うこととなります。公園の真横にはマンションが隣接しており、6 年半に及ぶ工事は住民に大きな影響を及ぼすのは容易に想像できます。また、すぐ近くにはむっここ保育園もあり、城の越公園は遊びの場にもなっています。

このように、城の越公園で雨水貯留管整備事業を進めて行くには地域の方々に多くのご負担を強いることになるのですが、その地元住民の皆さんに丁寧な説明がなされていません。その証拠に、今回の城の越公園での雨水貯留管の施工について反対する署名が 2,000 筆近く集まっています。

初めて城の越公園付近の住民に告知したのが昨年 7 月、説明会が農会で 9 月に一回、自治会で 12 月に一回行われたのみです。東武庫公園、鳥場公園付近の住民の方々は、まだご存知ありません。また、六星会の武庫会会長には、近隣住民にお知らせする迄にご相談されておりません。

そういった状況の中、平成 30 年度の予算に計上してくるのは、あまりにも事業の進め方が住民目線・市民目線で行われていない雑な進め方だと思います。

Q5-1.そこでお尋ねします。

地元住民への丁寧な説明と理解や同意を得てから年度途中で補正予算として上げてくる方法もあるかと思いますが、理解や同意も得ずに当初予算に上げてくるというのは必ず今年度中に強引にでも事業を進めて行くということなのではないでしょうか。

また、近隣住民はこのままの状態**で強引に工事を進めるのであれば現場での座り込みも辞さない覚悟だと言っていますが、それを回避するための解決方法をお考えでしょうか。**

併せてご見解をお聞かせください。

(6.) 尼崎版 DMO 設立事業について

江戸のはじめに築造され、その後取り壊された「尼崎城」が、いよいよ今秋完成します。これまで、目玉となる観光資源がなかった本市としては、これを機に新名所になる「尼崎城」を軸にして観光客を呼び込もうと、尼崎版 DMO 設立事業として平成 30 年度 10,000 千円の予算が付けられています。

日本版 DMO は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことを言います。

尼崎版 DMO では、尼崎版観光地域づくりの舵取り役となる一般社団法人あまがさき観光局を設立し、

- ①効果的なマーケティング及びマネジメント
- ②一体的なブランディング及び情報発信・プロモーション
- ③関係者のプラットフォーム形成・運営
- ④観光地域づくりを目的としたソフト事業の実施
- ⑤重点取組地域におけるエリアマネジメント

が主な業務として位置付けています。

また、平成 30 年度は「尼崎版観光地域づくり推進事業」に 49,466 千円の予算も付けられています。地域資源を生かした観光振興を地域一体で進め、地域の稼ぐ力やまちの魅力と価値の向上、シビックプライドの醸成を図るため、関係者等と連携しながら、マーケティングやプロモーションなど観光地域づくりの取組みを推進するとのことでした。

マナーが悪い、イメージが悪い、公害のまち、これといった魅力がない、などの負のイメージを持たれることの多い本市にとって、一般社団法人あまがさき観光局の事業は大きな起爆剤や転換期になる可能性があり、失敗が許されない事業でもあります。

それにも関わらず、一般社団法人あまがさき観光局のトップに市長が就任すると聞いて愕然としました。正規職員 4 名を一般社団法人あまがさき観光局に派遣し、必要な時にコンサルや金融機関等からアドバイスをもらい観光地域づくりの取組みを推進していくと聞いて、さらに愕然としました。

「観光地経営」が行政主導でできるのでしょうか。

評価指標についても、市内の観光入込客数 平成 32 年度目標値 260 万人とされていますが、これが妥当なのかどうか、2019 年に大阪で開催される G20 サミットや、東京オリンピック

ク・パラリンピックの影響で観光客が増えるだけで、本市の底力で本市への観光客が増えたのかを分析する必要があると思います。評価指標の目標値を東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度にするのではなく、平成 31 年度で目標値を設定すべきだとも思います。

Q6-1.そこでお尋ねします。

なぜ、観光地域づくりの実績があり、実務もできる有能な人材をヘッドハンティングしてこないのでしょうか。「観光地経営」を行政の発想やスピード感で出来るとお考えなのでしょうか。

また、評価指標の市内の観光入込客数 平成 32 年度目標値 260 万人の割り出し方、妥当性をどうお考えでしょうか。そして、これらの事業の成功と失敗のラインはどこに引いて観光地経営を行っていくのでしょうか。観光地経営がうまく行かない場合、実績を出せていない場合、トップである市長の責任問題に繋がりますが、どのように責任を取るおつもりなのか。

併せてご見解をお聞かせください。

(7.)尼崎城の入場料や展示計画について

尼崎版 DMO や尼崎版観光地域づくりに大きく関係してくるのが平成 31 年 3 月下旬にオープン予定の尼崎天守です。2 階以上の有料スペースの入館料は、一般・大学生 500 円、小中高生 250 円という価格設定で平成 30 年度予算においても収支計画が検討されています。しかしながら、展示計画もまだ詰まっておらず、どのような物を展示するか、集客の目玉も具体化されておられません。有料となる 2 階から 5 階までの展示面積も約 720 m²しかなく、わずか 15~20 分ほどで見終るほどの規模だと聞いています。

そのような施設で、大阪城天守閣の入館料 600 円と 100 円しか変わらない 500 円の設定で本当に入城者見込み 15 万人の約 7 割が有料入城者になるのでしょうか。平年ベースで入城料は約 36,000 千円を見込んでいます。

オープン当初は物珍しさと話題性で集客できるのかも知れませんが、リピートしてみたいと思わせるような施設でなければ、一年目の 15 万人の到達も難しく、ましてや二年目からは閑古鳥が鳴いてしまう可能性の方が高いと思います。

展示計画の詳細も詰まっていない中で、入館料 500 円という設定だけを先走らせてしまっていることに危機感を募らせています。正しく、皮だけ作って中身の餡子を詰めていない状況だと思えてなりません。

管理運営費を約 40,000 千円と試算していますが、この管理運営費をまかなうためにはという発想から入館料や有料入城者数を割り出しただけのように感じます。

このような価格設定の仕方、見込みの甘さは、事業が失敗する可能性を高めてしまうのではと危惧しています。

また、決定した指定管理者に入館料 500 円に見合う中身の濃さを考えてもらおうという行政の無責任さも感じずにはられません。

外国人観光客を見込んで観光バスの駐車場や乗降場を整備するわけでもなく、それで 15 万人の入城者をどのようにして見込んでいるのか。そのような環境で、目標数値を確実に達成することのできる事業者が指定管理者に名乗りを上げるのかも疑問です。

Q7-1.そこでお尋ねします。

展示計画などが具体的に詰まっていない状況の中で、入館料 500 円と決めてしまうことにリスクはないのでしょうか。この価格設定で収支計画を立てていますが、実現可能な収支計画と言えるのでしょうか。

また、観光バスの駐車場や乗降場を整備せずに入城者の獲得目標や、尼崎城周辺の環境や交通を守ることができるのでしょうか。

また、主な歳出として管理運営費を約 40,000 千円と試算していますが、主な歳入がこれを下回り、いわゆる赤字になった場合はどのように対応するのでしょうか。

また、尼崎城天守が赤字を垂れ流し「負の遺産」となった場合、累積赤字がどれだけの額・規模になれば撤退というラインを考えて経営をしていくのでしょうか。

また、尼崎城の大規模修繕に向けた積立て等は一切考えられていないように見えますが、数十年後の大規模修繕はどのように対応するのでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(8.)地方卸売市場の今後のあり方について

昨年 9 月末に水産卸が撤退しました。同市場の売上高減少に歯止めがかからず、事業の継続が困難だと判断し撤退しました。現時点でも水産卸が不在のままとなっています。

平成 26 年には青果卸が年明けすぐに事業を停止し自己破産を申請し倒産した過去もあります。

改めて、本市における公設地方卸売市場の今後のあり方を真剣に考えるタイミングではないかと思います。

Q8-1.そこでお尋ねします。

公設地方卸売市場があることによる本市・事業者・市民のメリットとデメリットはそれぞれ何があるのでしょうか。

また、本市に公設地方卸売市場が絶対になくってはならない、残さないといけない明確な理由はあるのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

中学校給食の給食センター建設候補地が公設地方卸売市場内の北側に絞られました。建ぺい率等の問題もあり、平成30年度に測量が行われるとのことですが、このタイミングで公設地方卸売市場の今後のあり方もきっちりと議論し方向性を決めた上で、給食センターを市場内のどこに建設するのかを決めなければ、10年・20年後に広大な公設地方卸売市場を利活用するとなった時に、デザインがしにくくなるということが起こるのではないかと危惧しています。

新庁舎を持って行くという案が出るかも知れませんが、公設地方卸売市場を廃止し、あの広大な土地を活用して本市を大きく成長させるようなグランドデザインを描くかも知れません。

本市の未来を担う方々から「なぜ未来のことを考えず、利活用しにくい判断をしたのか」と数十年後に言われたいためにも、今の我々がきちんと未来を見据えた判断をするべきだと私は考えています。

Q8-2.そこでお尋ねします。

数十年後の公設地方卸売市場のあり方に一定の方向性を出した上で、中学校給食の給食センター建設候補地として市場内の北側に絞られたのでしょうか。

また、近い将来、広大な公設地方卸売市場の土地を活用し、本市を大きく成長させるようなグランドデザインが描かれることも想定して、今年度・来年度と様々な決断をされているのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

(9.)ごみのないまちづくり事業について

昨年 9 月の決算特別委員会の総括質疑で、不法投棄防止対策業務委託や不法広告物等除却業務委託を行う「ごみのないまちづくり事業」について、

- ・平成 22 年度と平成 28 年度を比較して、不法投棄ごみの収集量は 2 分の 1 ほどになっているにもかかわらず、事業費は 160 万円ほど増えている
 - ・施策評価結果を見ても、不法投棄ごみや不法広告物等についての目標指標もなく、この事業がどんな指標に基づいて、どう評価されているのか分からない
- といった点を指摘しました。

私を感じ続けていた違和感を、平成 29 年度包括外部監査の結果報告書では、さらに深く指摘をしてくださっています。

Q9-1.そこでお尋ねします。

当該委託業務は一者随意契約が継続しているものでありますが、市は事業者から徴収した見積書を参考の上、契約金額の予定価格を決定しており、市による積算は行っていなかったようです。委託料が高止まりすることを防止するために、例えば、当年度予定業務量の正確な見積を行った上で合理的な予定価格を見積もるなどして、市は自ら予定価格を積算することが望まれますが、いかがお考えでしょうか。

また、当該委託業務においては概算払が適用されています。委託料については、給付の完了を確認する検査を終了した後に支払うことが原則であり、例外的に前金払や概算払を適用するに当たっては、合理的な理由がなければなりません。しかし、当該契約については、委託先の月次の資金繰りや予算や実績などの財務情報等をもとにした、前金払や概算払なしでの資金繰りの可否を検討した上で承認された決済書等などの書類を確認することはできていません。概算払が適用されている合理的な理由を教えてください。

また、当該委託業務は、巡視・啓発・収集・運搬などの業務であり、必ずしも公益財団法人尼崎環境財団でなければ行えないものでもなく、民間事業者でも実施可能であると思います。このため、当該委託業務は民間への委託が可能であり、一者随意契約を容認する要件には該当しないと思います。したがって、本業務委託について、一般競争入札あるいはプロポーザル方式の採用などの契約方法に変更し、競争原理の導入により、経済性を確保することが望まれますが、いかがお考えでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(10.)コミュニティ FM 放送事業について

昨年 9 月の決算特別委員会の総括質疑で、「コミュニティ FM 放送事業費」について、

- ・過去 5 年間の聴取率はいくらか
- ・聴取率にふさわしい委託料になっているのか

といった点を指摘しました。

私を感じ続けていた違和感を、平成 29 年度包括外部監査の結果報告書では、さらに深く指摘をしてくださっています。

当該委託料が、毎年、継続して 40,000 千円となっている大きな要因は、当該委託先が株式会社エフエムあまがさきからコミュニティ FM の放送事業を譲り受けた際に、市と交換した覚書(平成 21 年 1 月 14 日付。期限の記載なし)の第 4 条に、「市は、財団法人尼崎市総合文化センターが行う放送事業への番組提供について、平成 19 年度尼崎市番組提供水準(40,993 千円)を維持するように努める」と定められています。なお、この金額は、平成 21 年当時の市 FM 広報番組制作委託料総額とのことでありますが、契約単価などの積算資料は現存していないと指摘されています。

一方、公益財団法人尼崎市総合文化センターが実施する放送事業の収益に占める市の委託料の割合が、エフエムあまがさきの番組表に占める市の番組の割合に見合ったものであるかどうかについて検討したところ、市の番組の放送時間は全体の 4.5%であるのに対して、市の委託料は、放送事業全体の収益の 69.4%を占めていたと指摘されています。

上記により、公益財団法人尼崎市総合文化センターへの市の委託(同公益財団法人にとっては収入)金額の水準を維持するという覚書があること、市の番組の放送時間は全体の番組時間数の 4.5%であるのに対して、同公益財団法人の放送事業収入に対する市からの収入(すべて市の委託料)割合が約 69.4%を占めていること、そして放送事業費支出の 68.7%が市からの収入(すべて市の委託料)を財源としている状況などから総合的に考えるに、当該委託料には、同財団の放送事業を継続するための、市からの財政援助的な要素も含まれており、合理的な契約単価となっていない可能性があるとして指摘されています。

なお、特定事業への助成部分については、公益財団法人尼崎市総合文化センターが実施する放送事業への助成(補助金)として取り扱い、補助金交付事務のルールに従って行うことを検討することが望まれるとも書かれています。

Q14-1.そこでお尋ねします。

平成 21 年 1 月 14 日付の覚書について、再度見直しをするお考えはありますか。

また、包括外部監査の結果報告書には、当該委託料には、公益財団法人尼崎市総合文化センターの放送事業を継続するための、市からの財政援助的な要素も含まれており、合理的な

契約単価となっていない可能性がある」と指摘されていますが、いかがお考えでしょうか。

また、特定事業への助成部分については、公益財団法人尼崎市総合文化センターが実施する放送事業への助成(補助金)として取り扱い、補助金交付事務のルールに従って行うことを検討することが望まれるとありますが、いかがお考えでしょうか。

また、当該委託契約は番組制作および放送業務の委託であり、少なくとも番組制作については民間への委託が可能であり、「委託業務の性質又は目的が競争入札に適しない」という、一者随意契約を容認する要件には該当せず、入札の実施やプロポーザル方式の採用、複数見積入手の徹底等により、委託料の経済性確保の努力が望まれるとありますが、いかがお考えでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

以上で第1問目を終わります。

(11.)市長の政治姿勢について

今秋行われる尼崎市長選挙において、期日前投票所がそれまでの3ヶ所からキューズモール尼崎の1ヶ所が増え、計4ヶ所の予定で平成30年度の予算が組まれています。昨年6月に行われた市議会議員選挙では期日前投票所は3ヶ所であり、それ以外の投票率を向上させる目立った取組みもないまま、投票率は前回と比べわずか1.04ポイントしか上がりませんでした。

Q11-1 そこでお尋ねします。

今秋行われる尼崎市長選挙で、期日前投票所を3ヶ所から4ヶ所に増やそうとするのは、どのようなお考えからでしょうか。昨年6月に行われた市議会議員選挙で実施して検証するというステップも踏まずに、ご自身に関わる選挙から増設するのはなぜでしょうか。お考えをお聞かせください。

稲村市長は、平成22年の尼崎市長選挙に立候補され、白井市長の政策を継承するとし、後継者として当選されています。白井市長は、平成14年の初当選時に、尼崎市長の退職金を恒久的に500万円にすると公約され当選されました。しかし、その後、議会で白井市長の恒久的に退職金を500万円にする条例案は否決され、そして逆に、議員提案により白井市長限定の退職金500万円の条例案が可決されました。

稲村市長1期目は、白井市長の退職金を継承し、市長の退職金を約500万円にすると公約し、当選されています。これについて稲村市長は、本市の厳しい財政状況も踏まえる中で、市政改革の先頭に立つ者の姿勢だと発言されています。

しかし、2期目の市長選挙の公約では、この退職金について触れず、特別職報酬等審議会にその旨を諮問申され、稲村市長の退職金は平成30年度予算の中で約2,250万円計上されています。

Q11-2 そこでお尋ねします。

初出馬した際に公約に掲げた退職金500万円は一体何だったのでしょうか。後継者として掲げざるをえなかっただけで、市長の政治姿勢ではなかったのでしょうか。2期目の市長選挙の公約には退職金について触れず、平成30年度の予算の中で約2,250万円計上してきているのは、「市政改革の先頭に立つ者の姿勢」がなくなったということでしょうか。それとも、2期目の4年間のうちに、5倍以上もの退職金を堂々と受け取ってよいだけの結果を出したという自負があられるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

総合計画審査特別委員会の意見表明でも述べさせていただきましたが、総合計画もまちづくり基本計画も稲村市長の政治姿勢や価値観を土台にして練り上げられた計画だと理解しています。稲村市政の羅針盤とも言えるこれらの計画は、やはりリーダーである稲村市長が存在してこそこの計画だと思います。したがって、後期計画は平成34年までなのでちょうど稲村市政3期目にあたるわけで、3期目に向けて出馬する考えがあるのかないのか、そこが不透明にも関わらず、後期計画が力強く、そして覚悟を持って推進されていくとは思えません。市長自ら不退転の決意、3期目に向けての決意を表明してこそその後期まちづくり計画なのではないかと思います。

Q11-3 そこでお尋ねします。

総合計画、まちづくり基本計画を力強く推進して行くためには、市長自ら不退転の決意、3期目に向けての決意を表明してこそだと思います。

今秋行われる尼崎市長選挙に出馬されるお考えはありますか。

今秋行われる尼崎市長選挙に出馬されるかどうか質問させていただいたのは、多選にも繋がる話だからです。

白井前市長は市長に立候補するにあたり首長の多選は絶対にやるべきではないと訴えて当選されました。公約通り、稲村市長を後継者指名して2期で引退されました。後継者の稲村市長も今秋で2期目を終えようとしています。

白井前市長の後継者ですから、同じく首長の多選は絶対にやるべきではないというお考えだと思いますが、そうであれば今秋で任期が終わり、後期まちづくりの初年度途中で舵取り役がいなくなってしまう可能性があります。

白井前市長・稲村市長を支えて来られた県会議員も同じく多選は絶対に認めるべきではないと言いながら、途中で考えが変わったのか、今も県会議員を続けている例もあるので、稲村市長もお考えが変わったかも知れません。

Q11-4 そこでお尋ねします。

多選へのお考えに変わりはないのでしょうか。変わらないのであれば、もう後継者は決められているのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

平成 30 年施政方針の中で「当面のひっ迫した財政状況を克服するための長きにわたる取組は、いよいよ最終コーナーへと差し掛かってきたという手応えを感じています。」とあります。

Q11-5 そこでお尋ねします。

ゴールはいつ訪れるのでしょうか。そして、ゴールをした時に本市はどのようなまちになっているのでしょうか。教えてください。

また、ゴール後は白井前市長のように次の市長にバトンタッチするのでしょうか。その場合、次の市長にどのような尼崎を引継ぎ、どのような課題を残して引継ぐのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(12.)公営企業局について

平成 30 年 4 月 1 日から水道事業、工業用水事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の 4 事業を組織統合し、新たに公営企業局が設置されます。

しかしながら、組織統合するメリットが「スケールメリット」ということですが、その「スケールメリット」が具体的によく分かりません。

Q12-1.そこでお尋ねします。

水道事業、工業用水事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の 4 事業を組織統合することのメリット、デメリットは何があるのでしょうか。「スケールメリット」とよく言われますが、何が「スケールメリット」なのかも教えてください。

また、この統合により公営企業局は何を目指し、どのような企業に発展させ、本市に何をもたらす企業へと成長させていくお考えなのでしょうか。そして、そのためにはどのような経営をしていくのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

議案第 32 号で、「尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例について」が上程されています。

この条例では、公営企業局のトップの報酬が定められているのですが、

(1)給料

月額 805,000 円

(2)期末手当

市長等に準じて支給(支給月数：年間 3.3 月)

(3)退職手当

給料月額×在職月数(上限 48 月)×0.21

という内容で、副市長と局長の間といった感じの高待遇ぶりがうかがえます。

Q12-2 そこでお尋ねします。

これだけの高待遇で公営企業管理者として迎え入れるわけですが、どのようなスキルや能力、経験のある人材を登用するお考えでしょうか。

また、公営企業管理者は公募で採用するのでしょうか。既に公募はされているのでしょうか。

また、公営企業管理者にはどのような成果を求め、事前に決められた業績や成果を出せていない場合は任期途中でも解雇するお考えはありますか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(13.)積算内訳書の公表について

「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札・契約手続きの透明性・客観性を高めるため、予定価格の積算内訳書を公表している自治体は本市周辺でもあります。

Q13-1.そこでお尋ねします。

積算内訳書を公表することによる、本市のメリット、デメリット、事業者のメリット、デメリットをどのようにお考えでしょうか。教えてください。

本市でも、一部の積算内訳書を公表していますが、公共工事全般の公表には至っていません。

Q13-2.そこでお尋ねします。

一部のみにより、公共工事全般の公表を行わない明確な理由を教えてください。

また、インターネットでの公表も含め、公共工事全般の公表を今後行っていくお考えはあるのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

(14.)地域振興体制の再構築関係事業について

地域振興体制の再構築に向けて、地域発意の取組が広がる環境づくり、地域を支える新たな体制づくり、地域とともにある職員づくりに取り組み、地域における参画の機会を増やし、顔の見える関係を築いていくための「学びと交流の場」づくりなどを行うとし、正規職員4人の増加と、事業費1,627千円が計上されています。

Q14-1.そこでお尋ねします。

地域分権型社会づくりとは、現在の6行政区単位での地域振興センターを中心とした組織を考えればよいと思うのですが、その組織の構成はどういった方や団体又、組織を運営する中でのコーディネーターは誰が行い、決定権はどこにあるのでしょうか。

また、その中で欠かせないのが職員の方が業務としてではなくその地域の一住民として参画する必要があります。そのためにも市内居住率をアップさせるための施策は何かお考えでしょうか。

また、今後、地域課題解決や地域住民の意思を反映した地域予算執行のあり方に繋がっていくと思いますが、どの程度の予算をお考えでしょうか。そして、その予算の按分は人口比或いは提案内容にて執行されるのかそのあたりはどのようにお考えでしょうか。

また、最終的には、大阪の区長を長とした区政会議や予算配分ぐらいまでを想定されていますでしょうか。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(15.)自治のまちづくり条例推進事業について

自治のまちづくり条例を具現化していくため、地域振興体制の再構築に取り組まれる予定です。

「地域発意の取組が広がる環境づくり」「地域を支える新たな体制づくり」「地域とともにある職員づくり」という3つの観点から、まずは職員が地域に密着し、あらゆる分野で地域や関係団体等をつなぐ役割を担うとともに・・・と、平成30年度施政方針に書かれています。

Q15-1.そこでお尋ねします。

「まずは職員が地域に密着し」とありますが、「地域に密着」とはどのようなことを指すのでしょうか。教えてください。

また、職員のうち半数以上は市外に住んでいる中、どのようにして地域に密着することができるのでしょうか。教えてください。

また、地域に密着する職員は限られた部署の職員なのでしょうか。それとも全職員に対して求めるのでしょうか。教えてください。

また、公私ともに地域に密着している職員を、どのように評価するのでしょうか。現在の人事評価制度のままではきちんと評価できないと思いますが、地域に密着して頑張っている職員を正しく評価できる仕組み作りはどうされるのか、教えてください。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(16.)市民参加のまちづくりについて

「市民参加のまちづくり」という耳心地の良いフレーズがあります。

本市でもこのフレーズが掲げられていますが、「市民がまちづくりに参加したい！」と思うような具体的な事業等があるわけでもなく、逆にその想いを削ぐようなことが市内各地で起こっているように思えてなりません。

園田地区会館の件、武庫川処理区での雨水貯留管整備の件、南武庫之荘改良住宅廃止の件などを例にとっても、行政の進め方は丁寧さに欠け、市民・住民に寄り添っているとは全く思えません。

園田地区会館については、市民説明会が開催されたものの、市民・住民が納得するような説明会の進め方や回数ではなく、市民・住民の声を聞くという、そしてその声を少しでもくみ取って反映させるという姿勢が見えないやり方でした。

武庫川処理区での雨水貯留管整備については、初めて城の越公園付近の住民に告知したのが昨年7月、説明会が農会で9月に一回、自治会で12月に一回行われたのみです。東武庫公園、鳥場公園付近の住民の方々は、まだご存知ありません。また、六星会の武庫会会長にもご相談されておりません。しかも、城の越公園で進めるという一案しかなく、他の場所で進めた場合のメリット・デメリットの説明等もなく、答えありき、決め打ちで進められています。

南武庫之荘改良住宅廃止については、形だけの説明会があり、答えありきで住民の声を聞いて反映させようという姿勢も感じられず、頭ごなしに市の方向性を押し付けられたと感じた住民も多かったです。それでも、その説明会で住民の声を持ち帰ってくれたという認識を住民側は持っていたところ、その後担当課から何の音沙汰もなく、案が成案となった説明等もなく、住民の声を聞くことも目的だったはずの説明会から一年半ほど経って、あの時の住民の声への回答もないまま、突然移住のための抽選会が開催されました。成案になったことで住民の声への回答をしたという認識のようですし、市のHPに成案を公表していることで説明は足りているという認識のようですが、果たしてこういう進め方でよいのでしょうか。

住民からは、「この事業を進めないといけないということは頭では理解できている。必要な事業であり、遅かれ早かれやらなければいけない事業だということも頭では理解できている。でも、市の進め方などを見たり触れたりする度に、心が理解できないままている。心が寂しい思いでいっぱいになる。」という声がありました。

これらは氷山の一角であり、大なり小なり本市のあちこちで似たようなことが起こっていると思います。

このようなことを続けていて、「市民参加のまちづくり」や「シビックプライドの醸成」などできるわけがないと思います。

自治のまちづくり条例をいかに推進しようが、市民・住民の心を置き去りにするような、丁

寧さに欠ける進め方を今後も続けて行くようでは、全ての施策が絵に描いた餅となり、本市の根本・軸は揺らぎかねないと危惧しています。

Q16-1.そこでお尋ねします。

市民・住民の声の吸い上げ方、そしてその声を施策等に反映する仕組みは、今のやり方で十分だとお考えでしょうか。もし不十分だと考えているのであれば、どういった部分が不十分と感じているのかも教えてください。

また、パブリックコメントを実施して形式的な安心を得るのではなく、市民・住民の切実な声を聞き、その声を施策にきっちりと反映させていく仕組み作りを改めてする必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、市民・住民がストレスを感じ、行政に不信感を抱き、シビックプライドを感じなくなるような事業の進め方をしている自覚はありますか。あるのであれば、今後どのように改善していくおつもりか、具体的に教えてください。

以上、併せてご見解をお聞かせください。

(17.)施策評価の方法や各施策のチェック方法について

さらなる構造改善の推進に向けて、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトの後半5年間で少なくとも15億円の構造改善に取り組むとあります。

そのためには、財政が厳しい中、各施策のより一層のチェックが必要だと思います。

Q17-1.そこでお尋ねします。

多角的に事業を評価することが重要だと思いますが、今の「施策評価」のあり方で十分だとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

各施策をより一層チェックするためには、

1. 財務の観点からのフルコスト計算
 2. 市民満足度の観点からの調査
 3. 職員の方の人材育成と活用の観点からからの人事評価制度や市民ニーズに対応できる職員育成
 4. 業務プロセスの視点から民間活用のあり方（アウトソーシング）又は、システムやICTの活用、重複する業務の洗い出し等、
- が必要だと思います。

Q17-2 そこでお尋ねします。

上記で示した観点からの事業評価について、いかがお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(18.)「スポーツのまち 尼崎」について

2月9日～25日までの17日間、多くの感動とメダルを我々にもたらしてくれた平昌オリンピックが開催されました。そして明後日の3月9日～18日までの10日間、平昌パラリンピックが開催されます。

それが終われば、いよいよ東京でのオリンピック・パラリンピックの開催に向けてラストスパートに入ります。

12月議会において、我が会派の辻議員が聖火リレーの積極的な誘致や、市独自の歓迎行事について質問をしましたが、速やかに準備を始めるといった市の積極的な姿勢が感じられませんでした。

市民とともに世界中の人々を歓迎するとともに、本市をアピールする方法を検討するには、もうそれほど多くの時間があるとは思えません。

Q18-1.そこでお尋ねします。

年が明けて2018年を迎え、2020年はもう目の前です。市民と共に数十年に一度あるかな
いかの絶好の機会をシティプロモーションに活かすため、聖火リレー等様々な準備を今すぐ
始めていただきたいと思いますが、どのようにお考えなのでしょうか。教えてください。

2014年9月に行われた第7回定例会の一般質問で、「2020年東京オリンピックの事前合宿誘致について」を質問させていただきました。

今から3年半前から、東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致に向けていち早く、そして積極的に手を挙げ進めて行くべきだと言いつけてまいりました。

Q18-2.そこでお尋ねします。

東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致について、その後どういう状況になっているのでしょうか。

また、市長は東京オリンピック・パラリンピックを本市のシティプロモーションに活かすお考えはあるのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

2008年の北京オリンピック時には3ヶ国の競泳チームが本市内で練習をしましたが、チームの交流などの企画は県施設のためすべて県が企画したことから、直接、尼崎市民を対象とした交流はなかったといった残念な答弁も当時ありました。

2008年は稲村市長ではなく白井市長ではありますが、「スポーツのまち 尼崎」を掲げ続けていたわりには、オリンピックという絶好のチャンスを全く活かせなかった、活かそうともしなかった過去があります。

「スポーツのまち 尼崎」をこれからも掲げ、謳うのであれば、反省すべき過去の失政の1つだと思います。

Q18-3.そこでお尋ねします。

市長の考える「スポーツのまち 尼崎」というのは、そもそもどういう「まち」なのでしょう。そして、現在の本市は「スポーツのまち 尼崎」を内外に謳えるような状況だとお考えなのでしょうか。

また、平成30年度の施策・事業のどこに「スポーツのまち 尼崎」が反映されているのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

昨年的一般質問で、我が会派の安浪議員が少年スポーツのグラウンドについて質問しました。本当に使用できるグラウンドが少なく、各チームは大変苦勞しておられます。

スポーツを通じての青少年育成も、青少年を育成する上では非常に重要です。

子供が少なくなったことによる度重なる学校の統廃合、財政が厳しいと市有地を売却して建売住宅にする前に、もっと未来の尼崎を担う子供達のことにも真剣に考えていただきたいと思ひます。

市民や子供達の保護者からは、43号線以南の何年も使用されていない民間の使われていない空き地を市として借り上げ、少年スポーツや老人スポーツに使わせて欲しいという声も頻繁に耳にします。

Q18-4.そこでお尋ねします。

少年スポーツが活発に活動するためのグラウンドが少ないという現状は市長も把握されていると思ひます。そういった現状がある中で、青少年育成の観点から、また、「スポーツのまち 尼崎」を具現化するためにも、このグラウンド問題を解消するお考えや方策等がありますでしょうか。教えてください。

(19.)公共施設の管理コスト削減について

本市の公共施設は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、市税収入や競艇場事業収入（収益事業収入）が着実に増加傾向をたどる中で、その多くの整備を進めてきましたが、一方で、人口は昭和46年の55.4万人をピークに減少に転じたため、結果として、人口が減少する中で施設保有量は増え続けるという状況が続いていました。

バブル経済崩壊後は、多額の累積赤字が見込まれる中で、行財政改革の視点やそれぞれの公共施設が抱える課題等を踏まえ、施設の統廃合や民間移管を行うなど、保有量の削減に繋がる様々な見直しに取り組んできましたが、現在においてもなお、施設の保有面積は、類似の中核市と比較して多いものとなっており、平成25年3月現在、本市では約187万㎡の公共施設を保有しており、人口1人当たりで換算すると4.11㎡、これは類似中核市7市平均2.95㎡と比較しても多くの公共施設を保有していることが分かります。

また、本市保有の公共施設は高度経済成長期からバブル経済期にかけて、その多くを整備してきたため建築後30年経過したものが全体の60%になっています。これは隣接市の西宮市41%と比べても高く、本市公共施設の老朽化が進んでいることが伺えます。

平成26年6月に公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指し、公共施設のあり方を方向付けるための基本方針「公共施設マネジメント基本方針」が示されました。この方針の3つの柱では「圧縮と再編」「予防保全による長寿命化」「効率的・効果的な運営」を挙げ、公共施設の維持・管理コストの削減は本市の厳しい財政状況を考えれば、さらに取り組む必要があると思います。

Q19-1.そこでお尋ねします。

本市の公共施設の管理業務は施設ごと、業務ごとにバラバラに委託契約を行っていますが、スケールメリットを活かした包括委託等を行い、公共施設の管理コスト削減を行う考えはありますか。教えてください。

(20.)(仮称)子どもの育ち支援センターについて

(仮称)子どもの育ち支援センターは聖トマス大学跡地、あまがさき・ひと咲プラザ育ち館を改修し、設置される事業所です。

子どもの育ち支援センターは、様々な困難や課題を有する子どもに対し、福祉・保健・教育等の関連分野の連携の下、総合的かつ継続的な支援を行い、子供達の健全育成及び社会的な自立を図るというコンセプトで設置、平成31年秋に業務開始予定とされています。

子どもの育ち支援センターの事業概要では、1つ目に「ワンストップ相談窓口による総合相談」として、課題を抱えた子供や子育て家庭を対象とした総合相談としつつ、身近な子育て相談も含め、幅広い相談に対応するとあります。

2つ目に、「発達児童相談」として発達相談支援に関する様々な相談に対応し、発達検査を実施、必要に応じて診察し、早期に治療や訓練に繋げる。通所、訪問等による継続的な支援やカウンセリング等を実施するとあります。

3つ目に、「家庭児童相談」として課題を抱える子供や子育て家庭からの相談に対応するとあります。虐待予防の観点から関係機関からハイリスク家庭の情報を入手するなど、できるだけ早期にハイリスク家庭を把握し、支援を実施するとあります。

4つ目に、「教育相談・不登校対策支援」として不登校・友人関係等の相談や不登校児童・生徒への支援を実施するとあります。配置する指導主事が中心となって学校や支援センターの他の専門職員と連携し、子どもの状況に応じた応援プログラム等の作成、支援をすることになっています。

この事業概要の発達障害及び不登校支援については、プレ事業を行うなど本市が特に力を入れていることが分かります。発達障害は早期発見、早期支援の対応の必要性についても理解できますし、また、不登校支援についても本市は不登校児が多く、その必要性については理解できます。しかし、「いじめ」に特化したものが見当たりません。総合窓口による総合相談で対応するとは思いますが、これでは不十分だと思います。

Q20-1.そこでお尋ねします。

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れもあることから、非常に重要かつ大きな問題です。なぜ、子どもの育ち支援センターに「いじめ」に特化した部署を設置しないのでしょうか。教えてください。

(21.)本市の防災訓練の実施方法について

阪神淡路大震災から23年が経過し、本市も長年に渡って毎年1月に地域防災訓練を実施してまいりました。大規模災害に備えるためには、市民自らが災害に備えることが必要です。しかしながら、訓練を重ねる中で、訓練のための訓練になっている傾向にあり、マンネリ化している感じも否めません。

Q21-1.そこでお尋ねします。

市長は、地域防災訓練を重ねる中で多くの市民への意識の広がりを実感されているのでしょうか。

また、訓練のための訓練になっている傾向や、マンネリ化を解消するための方策を考えますでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

市民が自ら災害に備えることを促すため、多くの市民が参加する市民とともに取り組む防災訓練の実施が必要だと考えています。

Q21-2.そこでお尋ねします。

多くの市民が参加する市民とともに取り組む防災訓練の実施を、市として検討されていますでしょうか。

また、平成30年度の防災訓練をどのように実施していくお考えなのでしょうか。

併せてご見解をお聞かせください。

以上で私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、宜しくお願い致します。

長い間の御清聴ありがとうございました。